

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000344 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2100068 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額を 25 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 30 日の訂正後の標準賞与額（25 万 4,000 円）については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、上記訂正後の標準賞与額（25 万 4,000 円）を 25 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額（上記厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（25 万 4,000 円）を除く。）については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 30 日の訂正後の標準賞与額（25 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額を 23 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 8 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 請求者のA社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 25 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の訂正後の標準賞与額（25 万 5,000 円）については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、上記訂正後の標準賞与額（25 万 5,000 円）を 25 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額（上記厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（25 万 5,000 円）を除く。）については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を

納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、上記再訂正後の標準賞与額（25万6,000円）を25万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額（上記厚生年金特例法の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（25万6,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和34年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成16年7月
② 平成18年12月
③ 平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成16年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成16年7月30日に25万6,908円の賞与（財形貯蓄奨励金（2,100円）を含む。）を支給されていたことが認められる。

また、B企業年金基金（請求期間当時は、C厚生年金基金）から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び請求者に係る加入員記録並びにD健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る記録により、A社は、賞与支払年月日を平成16年7月30日とし、賞与額を25万4,808円とする届出を、C厚生年金基金及びD健康保険組合に対し提出していたことが認められる。

一方、日本年金機構から提出された請求期間①に係るA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表（以下「総括表」という。）において、請求者の氏名及び賞与支給額は確認できないものの、総括表に記載されている「賞与を支給した被保険者数」及び「賞与支給総額」が、賞与支払届に記載されている被保険者数及び支給額の合計と一致していないことが確認できるところ、日本年金機構は、事業所から提出された書類に不備があった場合には、事業所に返却する取扱いとなっている旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①当時、A社は、社会保険事務所（当時）に対し、請求者に25万4,808円の賞与を平成16年7月30日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額を25万4,000円とすることが必要である。

さらに、上述のとおり、請求者は、A社から、平成16年7月30日に25万6,908円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（25万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準賞与額（25万4,000円）を25万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月30日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成18年12月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成18年12月8日に23万3,442円の賞与（財形貯蓄奨励金（2,100円）を含む。）を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（23万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を23万3,000円とすることが必要である。

なお、平成18年12月8日の賞与について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年7月30日の賞与と同様、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間③について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に25万7,744円の賞与（財形貯蓄奨励金（2,100円）を含む。）を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、D健康保険組合及びB企業年金基金の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間③に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を25万5,644円とする届出を、C厚生年金基金、D健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、D健康保険組合を経由して年金事務所に提出した

ことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に25万5,644円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間③に係る標準賞与額を25万5,000円とすることが必要である。

さらに、上述のとおり、請求者は、A社から、平成22年7月9日に25万7,744円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（25万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表及び平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により確認できる厚生年金保険料控除額（1万5,178円）から、25万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

さらに、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求期間③に支給された賞与額に見合う標準賞与額は、上記再訂正後の標準賞与額（25万6,000円）よりも高額であることが認められる。

したがって、平成22年7月9日の標準賞与額については、支給控除項目一覧表及び給与支給明細書（賞与）により確認できる賞与額から、25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額（上記の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額25万6,000円を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000347 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2100073 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を20万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和43年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に20万3,908円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を20万3,908円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に20万3,908円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を20万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000349 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2100070 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月

② 平成22年7月9日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成18年12月8日に15万3,672円の賞与（財形貯蓄奨励金（1,500円）を含む。）を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（15万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）

に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に10万5,046円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間②に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を10万5,046円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に10万5,046円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額を10万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2000365号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2100071号

第1 結論

1 請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を16万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月

② 平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成18年12月8日に24万3,057円の賞与(財形貯蓄奨励金(600円)を含む)を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(24万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所(当時)

に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に16万2,748円の賞与（財形貯蓄奨励金（600円）を含む。）を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間②に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を16万2,148円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に16万2,148円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額を16万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000449 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2100072 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を10万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成22年7月9日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成18年12月8日に13万492円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を13万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に10万3,616円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間②に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を10万3,616円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に10万3,616円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額を10万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000499 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2100074 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額（14万7,000円）については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、上記訂正後の標準賞与額（14万7,000円）を14万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額（上記厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（14万7,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和57年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に14万8,182円の賞与（財形貯蓄奨励金（300円）を含む。）を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を14万7,882円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に14万7,882円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を14万7,000円とすることが必要である。

さらに、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求期間に支給された賞与額に見合う標準賞与額は、上記訂正後の標準賞与額（14万7,000円）よりも高額であることが認められる。

したがって、平成22年7月9日の標準賞与額については、支給控除項目一覧表及び平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により確認できる賞与額から、14万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額（上記訂正後の標準賞与額14万7,000円を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000521 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2100069 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額を 27 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 30 日の訂正後の標準賞与額（27 万 7,000 円）については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、上記訂正後の標準賞与額（27 万 7,000 円）を 28 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額（上記厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（27 万 7,000 円）を除く。）については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 30 日の訂正後の標準賞与額（28 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額を 26 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 8 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 請求者のA社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 26 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の訂正後の標準賞与額（26 万 8,000 円）については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、上記訂正後の標準賞与額（26 万 8,000 円）を 27 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額（上記厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（26 万 8,000 円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 22 年 7 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成 16 年 7 月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成 16 年 7 月 30 日に 28 万 1,128 円の賞与（財形貯蓄奨励金（3,600 円）を含む。）を支給されていたことが認められる。

また、B 企業年金基金（請求期間当時は、C 厚生年金基金）から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び請求者に係る加入員記録並びに D 健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る記録により、A 社は、賞与支払年月日を平成 16 年 7 月 30 日とし、賞与額を 27 万 7,528 円とする届出を、C 厚生年金基金及び D 健康保険組合に対し提出していたことが認められる。

一方、日本年金機構から提出された請求期間①に係る A 社の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表（以下「総括表」という。）において、請求者の氏名及び賞与支給額は確認できないものの、総括表に記載されている「賞与を支給した被保険者数」及び「賞与支給総額」が、賞与支払届に記載されている被保険者数及び支給額の合計と一致していないことが確認できるところ、日本年金機構は、事業所から提出された書類に不備があった場合には、事業所に返却する取扱いとなっている旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①当時、A 社は、社会保険事務所（当時）に対し、請求者に 27 万 7,528 円の賞与を平成 16 年 7 月 30 日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額を 27 万 7,000 円とすることが必要である。

さらに、上述のとおり、請求者は、A 社から、平成 16 年 7 月 30 日に 28 万 1,128 円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（28 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準賞与額（27 万

7,000円)を28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月30日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成18年12月分の給与支給明細書(賞与)により、請求者は、同社から、平成18年12月8日に26万8,134円の賞与(財形貯蓄奨励金3,600円を含む。)を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(26万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を26万8,000円とすることが必要である。

なお、平成18年12月8日の賞与について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年7月30日の賞与と同様、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間③について、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書(賞与)により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に27万1,604円の賞与(財形貯蓄奨励金3,600円を含む。)を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、D健康保険組合及びB企業年金基金の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間③に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を26万8,004円とする届出を、C厚生年金基金、D健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、D健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に26万8,004円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間③に係る標準賞与額を26万8,000円とすることが必要である。

さらに、A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書(賞与)により、請求期間③に支給された賞与額に見合

う標準賞与額は、上記訂正後の標準賞与額（26万8,000円）よりも高額であることが認められる。

したがって、平成22年7月9日の標準賞与額については、支給控除項目一覧表及び給与支給明細書（賞与）により確認できる賞与額から、27万1,000円に訂正することが必要である。

なお、平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額（上記訂正後の標準賞与額26万8,000円を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000523 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2100075 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和52年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に18万6,678円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同企業年金基金から提出された請求期間に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を18万6,678円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に18万6,678円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を18万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000880 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2100076 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を8,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和48年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成22年7月9日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された平成22年7月分の給与支給明細書（賞与）により、請求者は、同社から、平成22年7月9日に8,036円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B健康保険組合及びC企業年金基金（請求期間当時は、D厚生年金基金）の回答並びに同社から提出された請求期間に係る健康保険被保険者賞与支払届及び厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A社は、賞与支払年月日を平成22年7月9日とし、賞与額を8,036円とする届出を、D厚生年金基金、B健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、年金事務所に対し、請求者に8,036円の賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を8,000円とすることが必要である。